

益子町第 3 次環境基本計画(案)

目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画の位置付け	3
1-3. 計画対象地域	4
1-4. 計画の対象とする環境の範囲	4
1-5. 計画の期間	4
1-6. 第2次計画の評価	5

第2章 環境の現状

2-1. 町の概況	7
(1)脱炭素社会について	13
(2)循環型社会について	15
2-2. 環境の現状	18
(1)生活環境について	18
(2)自然環境について	21

第3章 望ましい環境像の設定

3-1. 望ましい環境像	28
3-2. 環境像実現に向けての基本的な考え方	29

第4章 環境施策の基本目標と推進

4-1. 基本目標の設定	31
4-2. 環境施策の体系	32
4-3. 環境施策の推進	33
(1)創意工夫を重ね、ムダを省く、地球に優しいまちづくり	33
(2)手を取りあって、助け合う、優しい環境のまちづくり	35
(3)命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり	39
(4)芸術、文化の薫り高いふるさとの環境に学ぶひとづくり	42

第5章 重点目標の推進

5-1. ごみダイエット作戦	45
5-2. 地球に優しい益子町民の取組	46
5-3. ふるさとの川委員会	47
5-4. 生命を支え、文化の根源たる里山のモデル地区づくり	48
5-5. 現地で見えて体験する環境学習のネットワークづくり	49

第6章 計画の推進

6-1. 各主体の役割	50
6-2. 計画推進の流れ	51
6-3. 進行管理体制	52

資料編

- ・益子町環境基本計画推進委員会委員名簿
- ・益子町環境審議会委員名簿
- ・平成25年4月以降の主要環境関連公布法令等
- ・用語解説

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

本町では、1999（平成11）年に益子町環境保全条例を制定しました。その上で2003（平成15）年3月に「益子町環境基本計画」（以下、第1次計画）を策定し、環境政策を総合的かつ計画的に推進してきました。さらに、2013（平成25）年3月に「益子町第2次環境基本計画」（以下、第2次計画）を策定し、望ましい環境像を“自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里”として本町の環境の保全と創造に関する施策を展開してきました。この第2次計画を策定してから10年が経過し、以下に示すように環境に関する新しい動きがみられます。

SDGs（持続可能な開発目標）

○2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択され、持続可能な社会の実現に向けて、2030（令和12）年までを目標に世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。



パリ協定の発効

○2015（平成27）年にパリで開催されたCOP21で採択され、2016（平成28）年11月に発効されました。パリ協定では世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて、2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力をすることとしています。そして今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること＝カーボンニュートラル）にすることを目指しています。

2050年カーボンニュートラルへの対応

○前述したパリ協定に基づき、国及び栃木県では、カーボンニュートラルの達成目標年次を2050（令和32）年に設定しています。国は2021（令和3）年6月に「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」を決定し、これから5年間で集中的に政策を総動員し、推進していくこととしています。栃木県は2022（令和4）年3月に「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ（工程表）」、2023年（令和5）年に「栃木県カーボンニュートラル実現条例（仮称）」を制定し、各分野の取組を牽引・加速化することを目指しています。

気候変動適応法の施行

○2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行され、これに基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、農林水産業・水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野において、気候変動による様々な影響に対して、適応していくための対策を推進していくこととしています。

プラスチックごみや食品ロスへの対応

○ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流れ出たペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で問題となっています。国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの累積も含めて25%削減することを目標にしています。

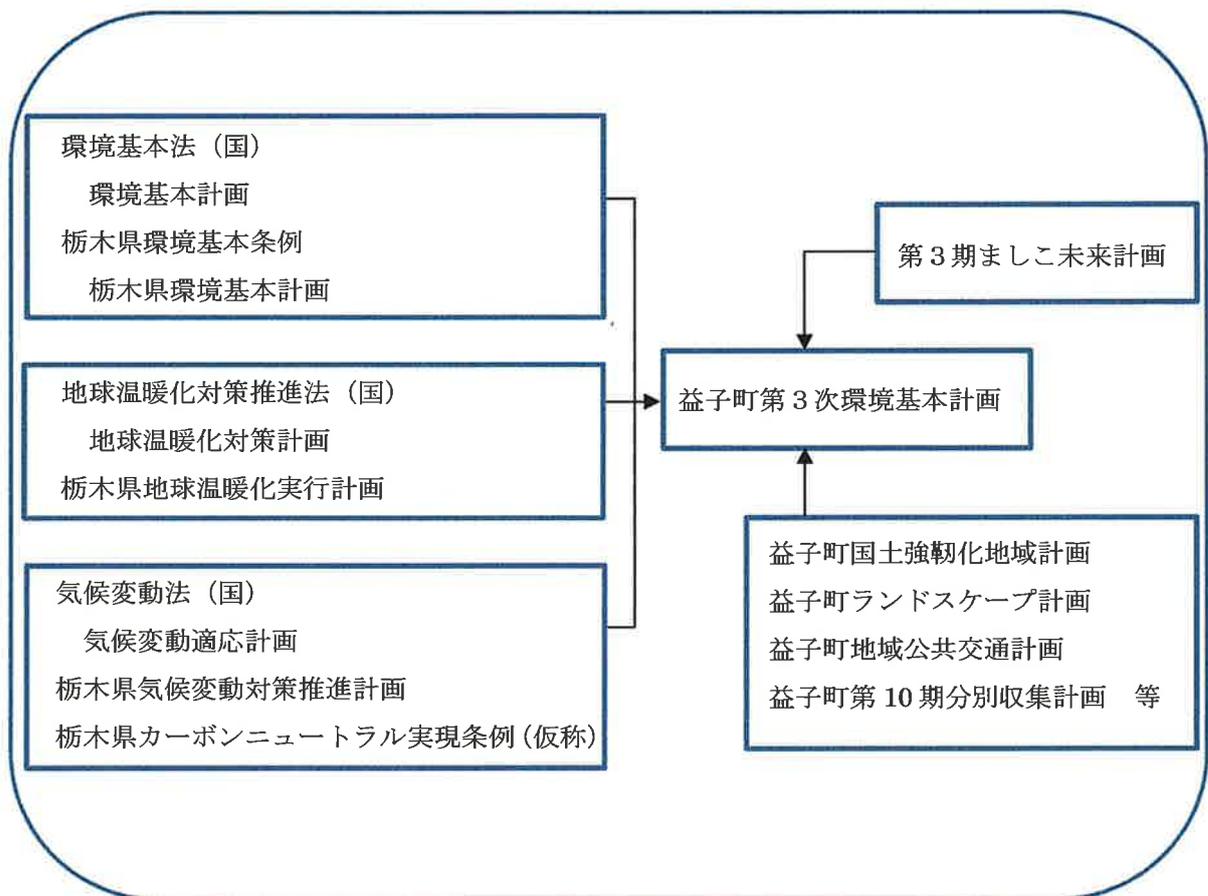
また、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」は、国全体で2017（平成29）年度に約612万トンが発生しています。この食品ロスを削減するために、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取り組みが進められています。

このような環境に関する新しい動きを念頭に置きつつ、第2次計画の行動・施策の評価を踏まえた上で、新たに「益子町第3次環境基本計画」を策定しました。

1-2 計画の位置付け

本計画は益子町環境保全条例にある「環境保全の町益子」の実現のために、総合的かつ計画的に環境政策を実行していくための計画であり、「第3期ましこ未来計画」を環境の面から実現するための個別計画として位置付けし、町が策定する環境に関する施策等は本計画と整合を図ることとします。

また、国や栃木県の環境基本法・条例及び環境基本計画等との関連性を考慮するとともに、本町が国や栃木県、近隣自治体等と連携を取りながら進めていく施策や事業の方針について示します。



1-3 計画対象地域

計画対象地域は益子町全域とします。

1-4 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下の通りとします（表 1-1）。

表 1-1 計画の対象範囲

生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、騒音振動、悪臭等
自然環境	自然公園、生物多様性、里山林、外来種、景観等
循環型社会	廃棄物、リサイクル、食品ロス、プラスチックごみ等
脱炭素社会	カーボンニュートラル、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動適応等
環境教育	環境 Weeks、環境学習、環境情報等

1-5 計画の期間

本計画は、2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度の 10 年間を計画期間とします。なお、本町を取り巻く社会情勢や自然環境の変化に伴い、時代のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

1-6 第2次計画の評価

第2次計画の中で、リーディングプロジェクトとして重点的に取り組むべき目標を掲げ、2022（令和4）年度を目標年次とし、取組を推進してきました。以下に第2次計画の評価を示します（表1-2）。

表1-2 第2次計画のリーディングプロジェクトの評価

1-1 ごみダイエット作戦

参考とする数値目標	①組合処理ごみ量：5,242 t/年 （エコステーション+芳賀郡中部環境衛生事務組合） ②生ごみ等リサイクル量：500 t/年 ③リサイクル率の向上 28%（H25）
数値目標を達成	①組合処理ごみ量 4,420 t/年（R3）
数値目標を未達成	②生ごみ等リサイクル量 355 t/年（R3） ③リサイクル率 26%（R3）

1-2 地球に優しい益子町民の取組

あなたもやってみよう 地球温暖化対策	各町民、各事業所が地球温暖化対策をそれぞれ実施。 対策実施例：エコドライブ、省エネ製品の購入、地産地消費等。
再生可能エネルギー・ 省エネルギーの啓発活動 の推進	・住宅用太陽光発電システム設置費補助件数 264件 （H25～R3） ・住宅用蓄電池設置費補助件数 35件（R1～R3） ・電気自動車等充給電システム（V2H）設置費補助件数 1件（R2～R3） ・住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助件数 22件 （H28～R3）
益子町地球温暖化防止実 行計画（事務事業編）の 推進	町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量 （二酸化炭素換算）R3 1,919 t-CO ₂ （目標を達成） （基準値(H29) 2,087 t-CO ₂ 目標(R5) 2,024 t-CO ₂ ）

2 ふるさとの川委員会

参考とする数値目標	①水質：各調査地点において BOD 値が環境基準値 A 類型 (2mg/L) を達成し、かつ改善する。 ②水生動植物：生息数、生息場所の広がりを促進させる。 (環境指標生物：メダカ、ホタル)
数値目標を達成	②水生動植物：ホタルは小宅地区や小泉地区で生息数の増加を確認。メダカは小学校の水生物調査で生息を確認。
数値目標を未達成だが、H24 当時の水質は維持	①H25～R3 の夏季の水質調査は概ね環境基準を満たしていた。冬季の水質調査は夏季調査と比較して、環境基準を超過する地点が増加する傾向がみられた。

3 生命を支え、文化の根源たる里山のモデル地区づくり

成果指標	①里山のモデル地区数：3 地区以上
成果指標を未達成	梅ヶ内地区に関しては完了。大平地区に関しては継続して活動中。新規のモデル地区の選定はなし。

4-1 環境ボランティア特典付与制度

成果指標	①参加人数、環境ボランティア活動団体数
成果指標を達成	資源物回収団体やボランティアとして環境活動に参加した方々へ地域通貨を交付。H26～R3 に延べ 107 人、30 団体に交付。

4-2 現地で見て体験する環境学習のネットワークづくり

成果指標	①ネットワーク拠点の実行数、参加人数
成果指標を達成	H25～R3 に 20 団体、延べ 7,640 人が参加。 (R2 からはコロナ禍のため未実施の団体あり)

第2章 環境の現状

2-1 町の概況

○位置・概要

本町は栃木県の南東部に位置し、真岡市、市貝町、茂木町、茨城県桜川市に接しています。町の東側は八溝山地が連なり、西側には小貝川が南北に流れ、その流域には平地が広がっています。また、日本屈指の窯業地として知られ、茨城県の笠間市とともに「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」として、2020（令和2）年6月19日に日本遺産に認定されました。

○人口・世帯数

本町の人口は2000（平成12）年の25,685人をピークに減少しており、2022（令和4）年の9月1日時点で21,223人となっています。国勢調査の統計では、2010（平成22）年には総人口に占める65歳以上の割合は22.4%でしたが、2022（令和4）年には32.4%に上昇しています。総世帯数は2022（令和4）年9月現在で7,835世帯であり、この10年程は横ばいとなっています。



益子陶器市

○土地利用

本町の地目別土地利用は、山林が 25.4%、田が 15.0%、畑が 12.9%となっており、これらが町域 (89.40 km²) の約 53%を占めています (図 2-1)。その他は 32.4%となっていますが、その内訳は県営林や国有林が占めています。

町全域が都市計画区域に指定されており、このうち益子地区及び七井地区が用途地域に指定され市街地としての整備が図られています。概ね 10 年以内に益子町役場周辺土地区画整理事業を実施し、役場周辺地区においては、良好な都市環境の形成を目指し、低未利用地の有効活用、良好な宅地の供給や公共施設の整備改善、無電柱化の推進を図っていく予定となっています。

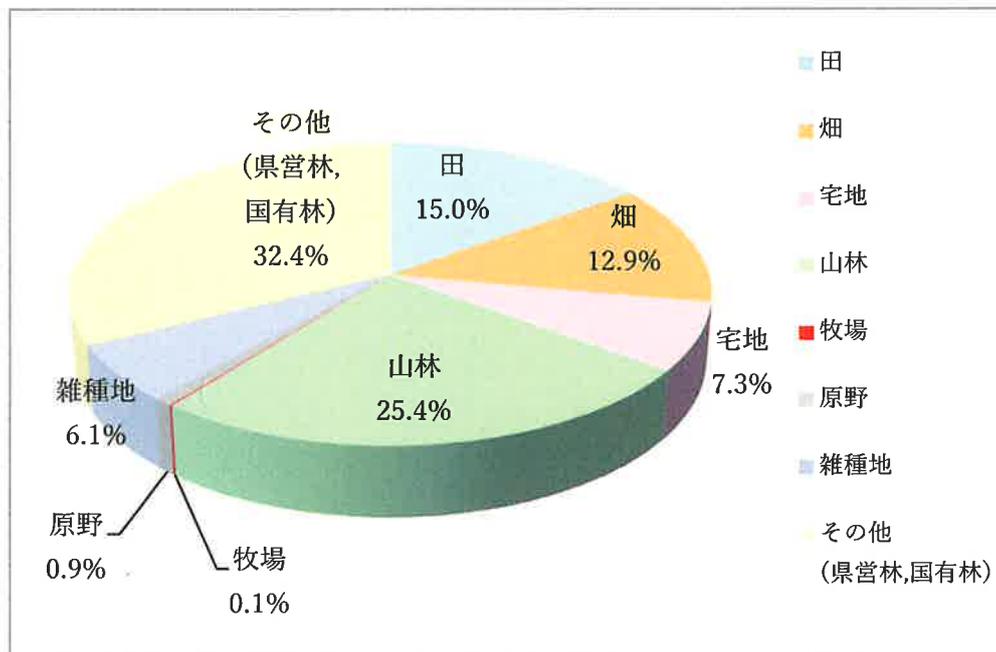


図 2-1 土地利用図(令和 4 年度)

出典：令和 4 年版芳賀地区統計書

○地理

本町は、総面積 89.40km²で県都宇都宮市から南東に約 20km の位置にあり、南端は茨城県桜川市と接しています。本町の東部は八溝山地の一部に属し、海拔 533.3m の雨巻山を最高峰に、高館山 (302m) などが位置し、町内の半分以上が山地や丘陵地、台地で構成されています。また、西側には小貝川が南北にゆったりと流れ、流域には平地が分布しています。

○道路・交通

本町の道路網は、一般国道 121 号、123 号、294 号の 3 路線、主要地方道宇都宮笠間線、つくば益子線の 2 路線及び一般県道 8 路線が幹線道路網を形成しています（表 2-1、図 2-2）。鉄道に関しては、茨城県筑西市から茂木町を結ぶ真岡鐵道が町の西側を南北に走り、益子駅と七井駅があります。

バスに関しては、益子駅と東武宇都宮駅を結ぶ路線バスが運行しており、東京・秋葉原方面と結ぶ関東やきものライナーも運行しています。

表 2-1 本町の主要道路一覧

一般国道		一般県道	
国道 121 号	6,532m	益子停車場線	93m
国道 123 号	8,293m	七井停車場線	197m
国道 294 号	1,240m	黒田市塙真岡線	4,222m
主要地方道		下大羽益子線	3,794m
宇都宮笠間線	7,169m	塙芳賀線	4,767m
つくば益子線	8,842m	西小塙真岡線	6,301m
		益子公園線	6,966m
		山本下大羽線	5,700m

出典：令和 4(2022)年度 真岡土木事務所ガイド（令和 4 年）

○文化財

本町では、国指定重要文化財等（表 2-3）が 8 件（内 1 件は登録有形文化財）、県指定文化財が 36 件、町指定文化財が 66 件、合計 110 件の文化財が指定・登録されています。国指定の文化財は西明寺、地藏院、綱神社、円通寺等の寺社の建築で、室町時代のもので、県指定の文化財は有形文化財の彫刻が多く、中世の仏像が主です。町指定文化財は江戸時代の寺社建築等の建造物と天然記念物の樹木です。

表 2-3 本町の国指定重要文化財等一覧

No	種別	名称など	員数	指定年月日	所在地
1	建造物	西明寺三重塔	1 基	昭和 25.8.29	益子
2	建造物	西明寺楼門	1 棟	昭和 25.8.29	益子
3	建造物	地藏院本堂	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
4	建造物	綱神社本殿	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
5	建造物	綱神社摂社大倉神社本殿	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
6	建造物	円通寺表門	1 棟	昭和 25.8.29	大沢
7	建造物	西明寺本堂内厨子	1 基	昭和 37.6.21	益子
8	建造物 (登録文化財)	旧南間ホテル別館 (ましこ悠和館)	1 棟	令和 2.4.3	益子

○産業

本町の産業別従事者数は、サービス業が最も多く、次いで製造業、卸小売業、建設業、農業の順となっています（図 2-3）。

第 2 次環境基本計画の作成時に参考とした平成 24 年時の資料と比較すると、サービス業の割合が増え、製造業と入れ替わっています。

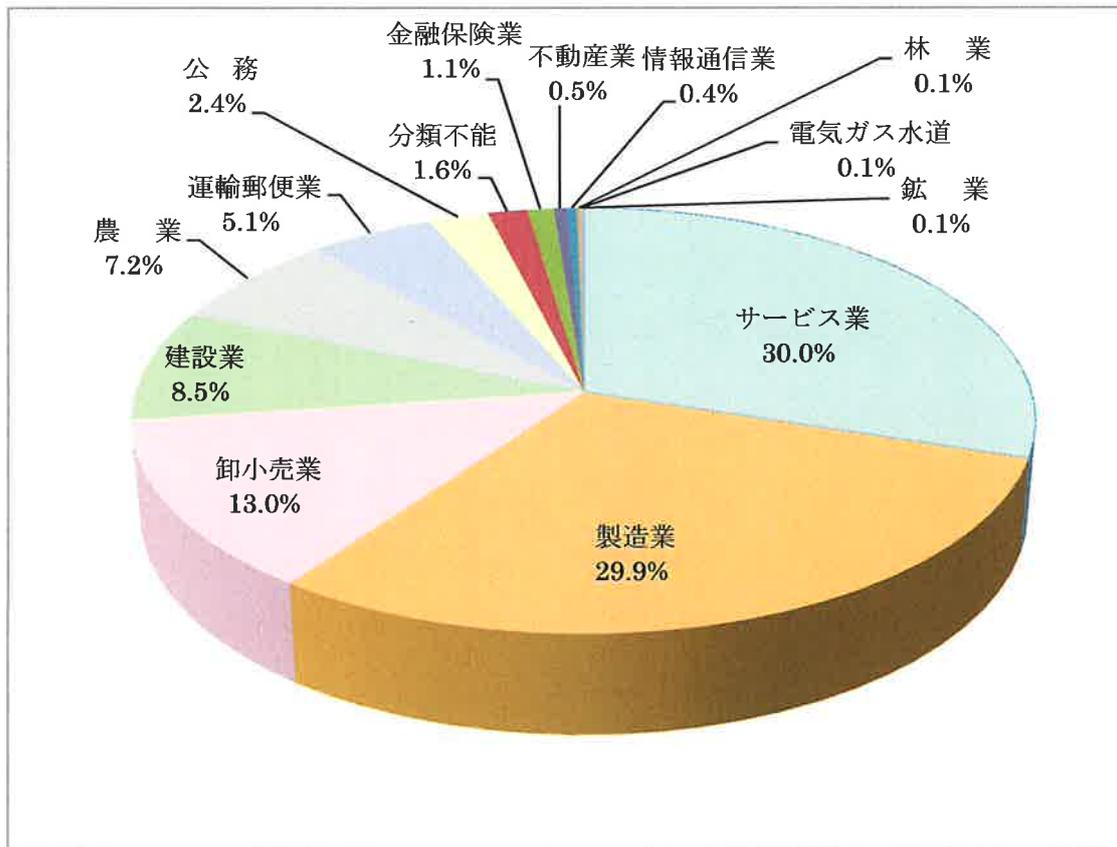


図 2-3 本町の産業別従業員数の割合

出典：芳賀地区統計書（令和 3 年度版）

○公園・緑地

本町には、益子県立自然公園があり、アカマツやコナラ、クリ、ヤマザクラなどで覆われている里山林です。林内には散策路、芝生広場、吊り橋、展望塔など豊かな自然とふれあうことができる多くの憩いの場が整備されています。また、公園内には史跡・文化財が数多く点在し、県内の他の地域ではあまり見られない植物や昆虫が生息する地としても知られています。

本町には他に、自然環境を活かした、小貝川親水公園、あじさい公園、高館山森林公園、堂ヶ入沢親水公園及び大郷戸ダムを利用した親水公園などが整備されています。また、大規模な都市計画公園としては北公園及び南運動公園が整備されています。

(1) 脱炭素社会について

○地球温暖化

2009（平成 21）年 4 月から、町の各部署が所管する事務・事業や各町有施設におけるエネルギー消費状況を毎月記録し、点検しています。2023（令和 5）年度の目標値を 2,024t-CO₂としていますが、2020（令和 2）～2021（令和 3）年度は目標値を達成しており、温室効果ガス排出量を削減しています（表 2-4）。また、住宅用太陽光発電システム設置や住宅用定置型蓄電池設置、V2H機器設置、住宅用木質バイオマスストーブ設置の各費用の一部を助成しており、普及促進を図っています。

表 2-4 町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

基準値 (H29 年度)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	目標値 (R5 年度)
2,087	2,097	2,107	1,988	1,919	2,024

○交通

栃木県における CO₂排出状況は、自動車・鉄道による交通由来の CO₂排出量が 30%を占めています。益子町における乗用車の保有台数の推移は、2021（令和 3）年度で 15,848 台であり、この 5 年の傾向をみると総数は横ばい傾向が続いています（表 2-5）。内訳は普通車と軽四輪車は増加傾向ですが、小型車は減少傾向が続いています。第 3 期ましこ未来計画では、電気自動車等保有台数は 2019（令和元）年度時点で 49 台となっています。

表 2-5 町の乗用車保有台数

単位：台数

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
乗用車	普通車	4,603	4,614	4,746	4,722	4,837
	小型車	6,173	5,979	5,782	5,589	5,397
	軽四輪車	5,256	5,370	5,504	5,582	5,614
総 数		16,032	15,963	16,032	15,893	15,848

出典：芳賀地区統計書（平成 29～令和 3 年度）

○気候変動

本町の最寄りの気象観測所が設置してある宇都宮市の年平均気温はこの 100 年で 2.2°C上昇しています（図 2-4）。また、真夏日と熱帯夜の日数は増加傾向があり、特に熱帯夜は 2000（平成 12）年以降に多く発生しています。気候変動による町への影響として、農作物への影響、自然環境の変化や熱中症等の人体への影響等の様々な影響が生じると考えられます。

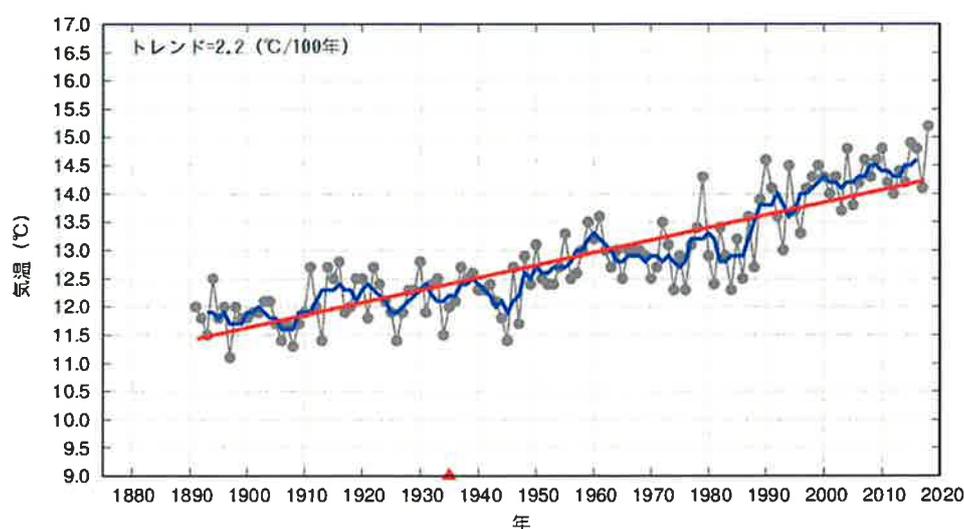


図 2-4 宇都宮の年平均気温（1891～2018 年）

出典：気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区気象台）

(2) 循環型社会について

○再生資源

本町では、ごみの排出抑制及び有効利用の一環として、集団での資源物回収などの住民活動に対して奨励金（資源物回収奨励金制度）を交付し、支援を行っています。2014（平成 26）年度からは地域通貨でも奨励金を受け取れるようにしています。

集団資源物回収の 2021（令和 3）年度の実績は 68 団体、640,340kg であり、2016（平成 28）年の 76 団体、784,272 kg のピーク時から減少傾向がみられます（表 2-6）。

燃えるごみとして排出されている生ごみを分別収集、堆肥化する事業を 2013（平成 25）年 1 月から一部地域で先行実施し、2014（平成 26）年 4 月から町内全域で開始しました。2014（平成 26）年の生ごみ処理量は 491,750 kg でしたが、2021（令和 3）年度は 354,854 kg であり、減少傾向が続いています（表 2-7）。

町全体から排出される廃棄物は 2014（平成 26）年から横ばい傾向が続いており、リサイクル率は 2014（平成 26）年をピークに減少傾向がみられます（図 2-6）。

表 2-6 本町の集団資源物回収の状況

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実 施 団 体 数		72	73	75	76	75	76	76	71	68
実 施 自 治 会 数		65	66	67	67	67	67	67	66	67
資源物 回収量	重量(kg)	716,104	779,263	753,963	784,272	741,932	732,428	671,166	616,893	640,340
	前年比	45,674	63,159	▲25,300	30,309	▲42,340	▲9,504	▲61,262	▲54,273	23,447

表 2-7 本町の生ごみ処理事業の状況

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
内 訳 (kg)	家庭系	204,839	435,982	370,391	320,775	302,950	278,670	263,276	251,955	244,470
	給食	7,420	7,292	8,510	8,610	8,090	6,890	5,270	4,100	5,955
	事業系	0	48,476	60,230	80,836	92,719	95,955	114,070	86,970	104,429
計 (kg)		212,259	491,750	439,131	410,221	403,759	381,515	382,616	343,025	354,854

○廃棄物

本町の一般廃棄物は、芳賀郡中部環境衛生事務組合及び芳賀地区広域行政事務組合で広域処理されています。芳賀郡中部環境衛生事務組合で収集・運搬し、芳賀地区広域行政事務組合で中間処理から最終処分に至るまでを行っています。本町では、資源物は、紙類、缶類、ペットボトル、びん類、衣類・布類に区分されており、収集体制は可燃ごみ・生ごみが週2回、資源物（紙類、缶類、ペットボトル）が月2回、不燃ごみと資源物（びん類、衣類・布類）が月1回行われており、粗大ごみは原則自己搬入で、自己搬入できない場合は戸別回収も実施しています（図2-5）。また、事業所から排出された生ごみの一部を町外で処理しています。

図2-6に町民の分別したごみリサイクルの推移を示します。2018（平成30）年度から町独自でエコ土曜日（資源物の定期回収）を実施し、紙類、缶類・ペットボトル・ビール瓶・一升瓶、衣類、使用済み小型家電、製品プラスチックを回収しています。また、2022（令和4）年8月からは食器類の試験回収を始めています。

また、し尿処理については芳賀地区広域行政事務組合で行っており、町内にあ
る第1環境クリーンセンター（処理能力：90kl/日）で処理されています。

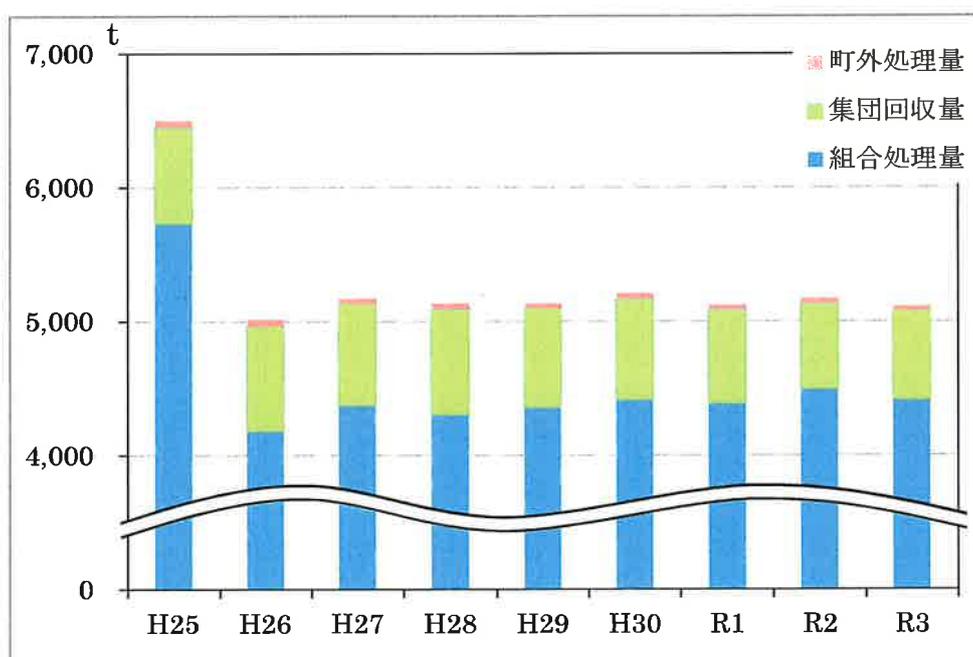


図2-5 本町のごみ排出量の状況

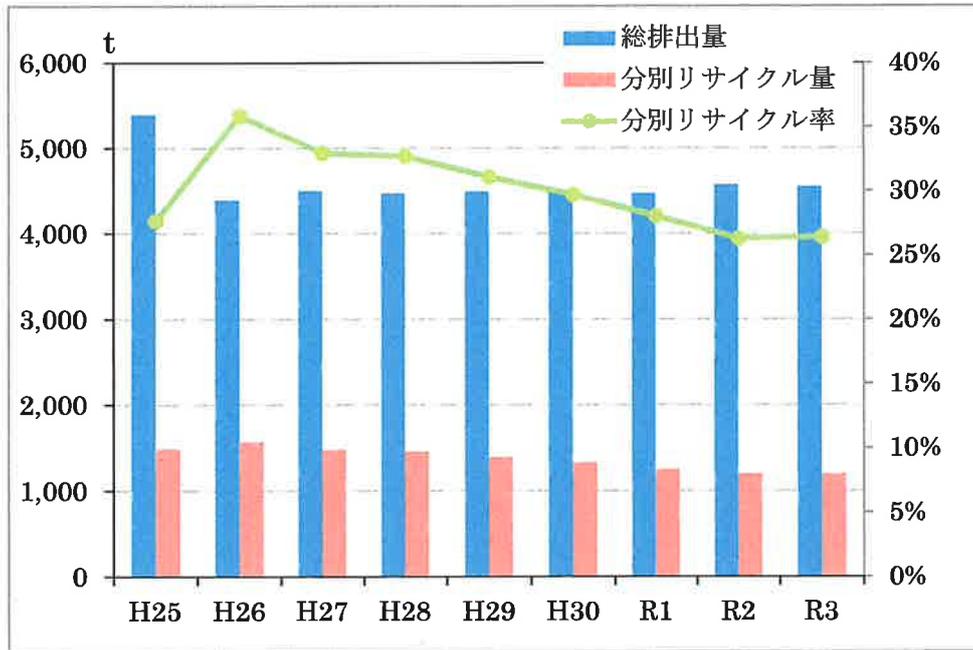


図 2-6 町民のリサイクル量などの推移



エコ土曜日の資源物回収

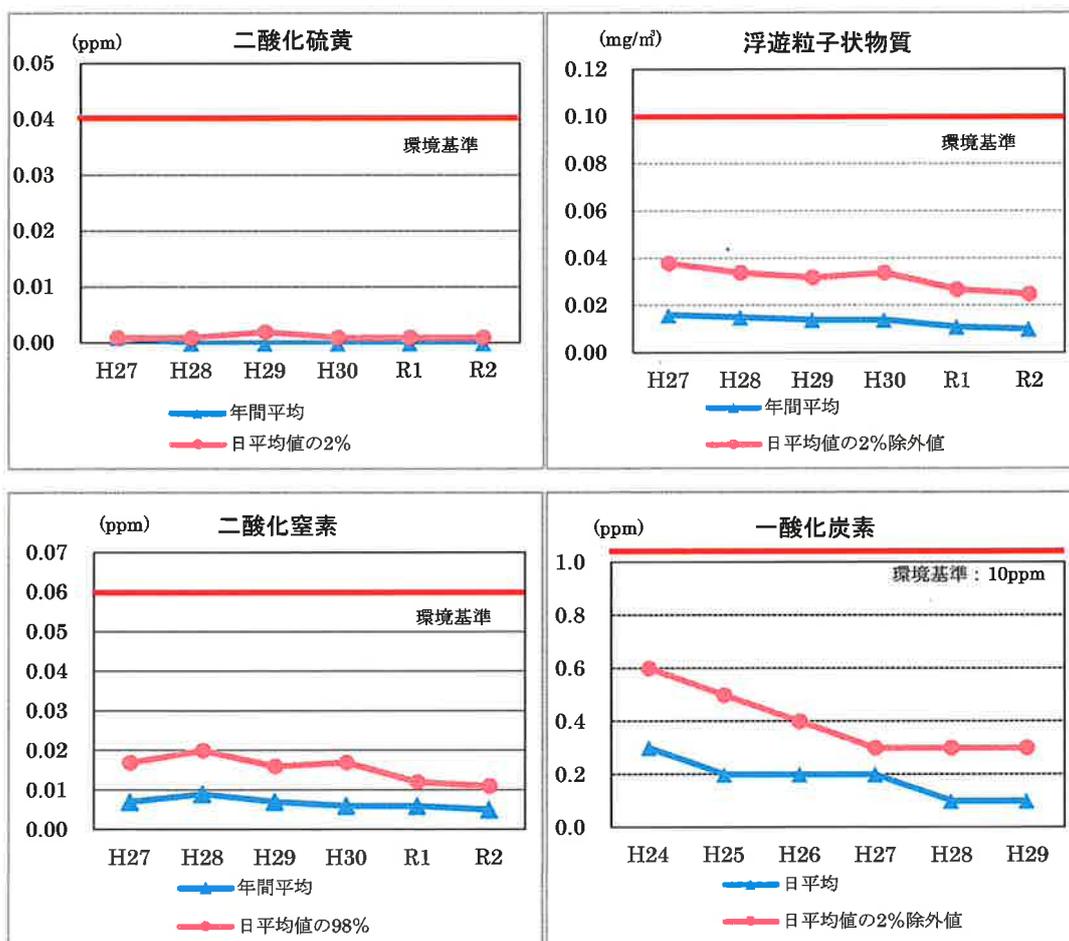
2-2 環境の現状

(1) 生活環境について

○大気汚染

大気汚染に関しては、一般環境大気測定局が町役場に設置されており、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。2020（令和2）年度の測定結果から、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは達成していません（図2-7）。

また、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素の推移について、本町に隣接する真岡市の一般環境大気測定局（真岡市役所に設置）の測定結果をみると、いずれも環境基準を達成しています（図2-7）。一酸化炭素については、小山測定局（2018（平成30）年で廃止）の測定結果をみると、環境基準を達成しています（図2-7）。



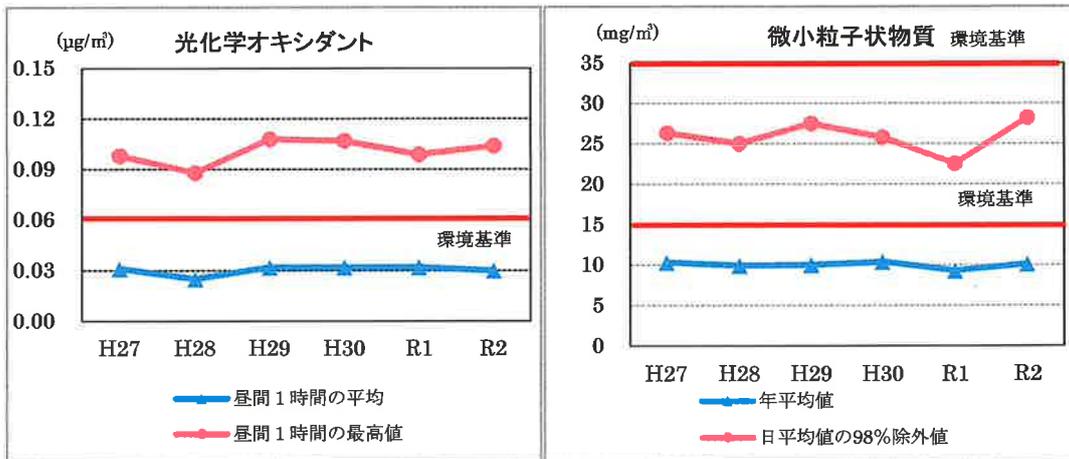


図 2-7 本町及び近隣市の大気汚染状況

出典：栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 2 年度）

○水質汚濁

水質汚濁の代表的な指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）の過去 5 年間（2017（平成 29）年～2021（令和 3）年度）平均値でみると、七井下川、塙用水、新町用水、星の宮住宅排水及び弁天池付近の 5 地点で環境基準値（A 類型）を超過しました（図 2-8）。

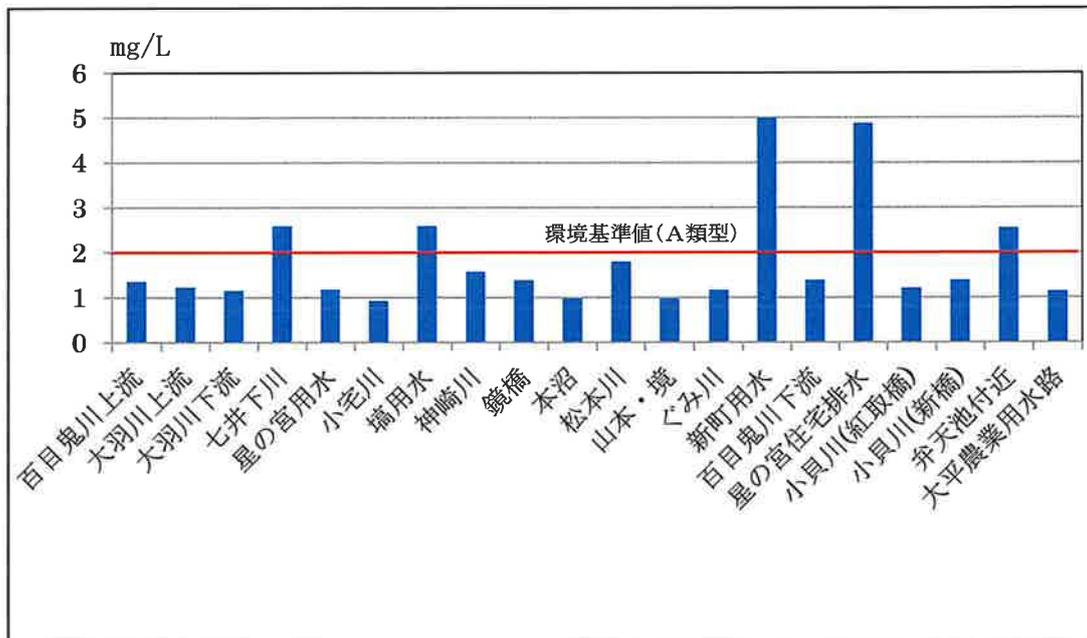


図 2-8 地点別河川水質汚濁（BOD）の状況（H29～R3 年度各 2 季平均）

○**土壌汚染**

土壌に関する苦情は 2017（平成 29）年度 0 件、2018（平成 30）年度 1 件、2019（令和元）年度 1 件、2020（令和 2）年度 0 件、2021（令和 3）年度 0 件でした。土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による土壌汚染の状況については、町内において同法に基づく指定基準を超過する区域は確認されておりません。

○**騒音・振動**

騒音に関する苦情は 2017（平成 29）年度 4 件、2018（平成 30）年度 6 件、2019（令和元）年度 3 件、2020（令和 2）年度 2 件、2021（令和 3）年度 1 件と減少傾向がみられます。振動に関する苦情は 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの 5 年間は 0 件でした。

○**悪臭**

悪臭に関する苦情は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの 5 年間は、毎年 2 件であり、第 2 次基本計画作成時の 10 年前より減少傾向にあります。

○**地盤沈下**

県で調査している、「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書（令和元年度）」によると、益子町から一番近い調査地点は真岡市にあり、その結果をみると、他の調査地点と比較して、大きな地盤沈下は確認されておりません。

なお、地盤沈下については、本町では過去 10 年間、発生に係る報告や苦情などの相談はありません。

○**化学物質**

国においては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく、化学物質排出移動量届出制度（PRTR）の運用が始められており、化学物質による環境汚染の実態把握と工場・事業場などに対する適正な指導、ダイオキシン類の削減対策の推進、化学物質による環境汚染の未然防止の推進を図る必要があります。

○放射性物質

本町においては、2011（平成 23）年 12 月から継続的に町内 60 ヶ所以上で空間放射線量の測定を実施していましたが、基準値を大幅に下回る状況が続いたため、2019（平成 31）年 4 月より、測定場所を益子町役場のモニタリングポストのみの測定に変更しました。2022（令和 4）年現在においても、空間放射線量は基準値を下回っています。

(2) 自然環境について

○気象

栃木県は寒暖の気温差の大きい内陸的な気候で、本町も同様の特性を示しています（図 2-9、2-10）。夏は雷の発生が多く、冬は乾燥した風が吹きます。積雪は年に数回です。

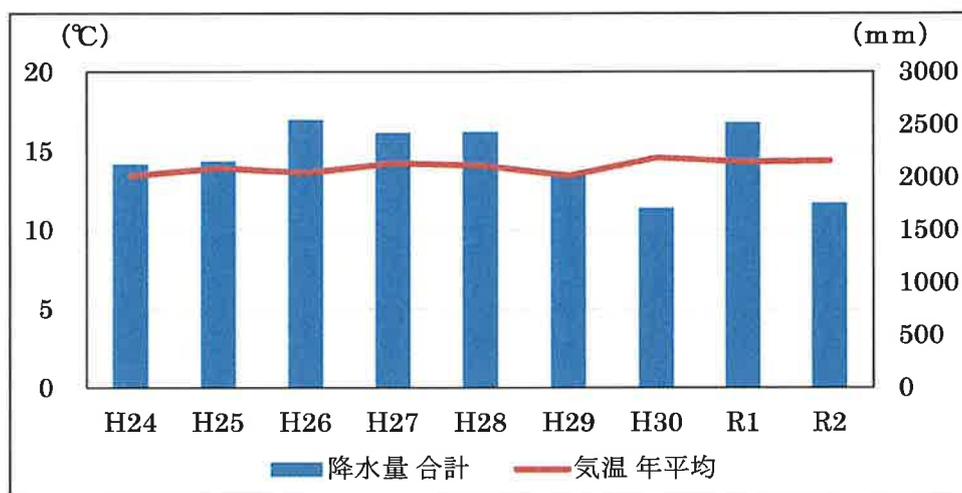


図 2-9 真岡観測所における降水量と平均気温の年間変動

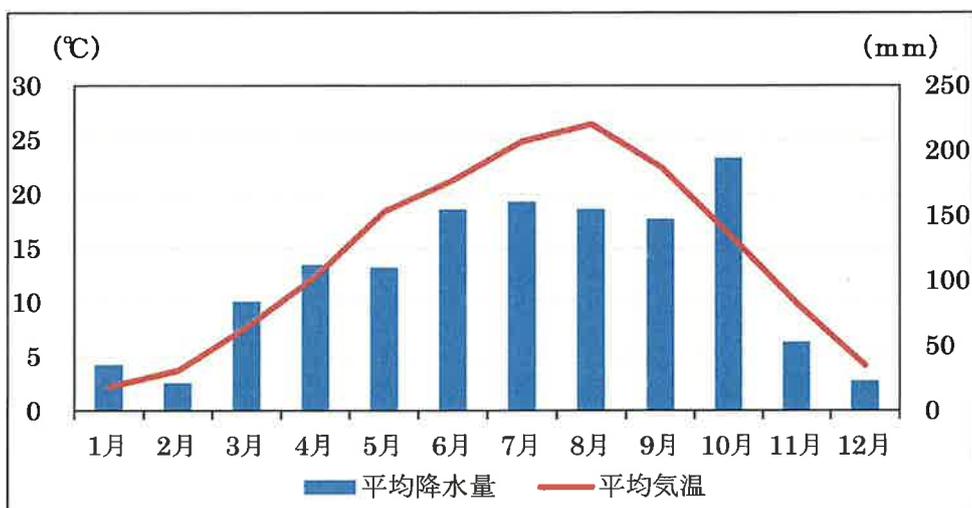


図 2-10 真岡観測所における過去 5 年間の月別の平均降水量と平均気温

○地形

本町は、栃木県東部、茨城県境に位置し、地形は形成年代順に山地、丘陵、台地、低地と四つに分類されます。

本町の東部は八溝山地が占めており、そこから流れる河川は、町の西部を南流する小貝川につながっています。また、各山地周辺には丘陵が広がっています。

小貝川右岸には、河岸段丘の平坦地が広がり、北から南に緩やかに傾斜しています。小貝川左岸の台地は右岸に比べ表面の起伏が大きく、ぐみ川流域の台地は小河川をつくった扇状地が河川によって浸食されたものです。河川周辺に広がる沖積地は、現在の河川が形成した地形面であり、地盤は軟弱で低湿な場所が多くなっています。

○植物

本町の東側に連なる八溝山地には、年間の平均気温と標高の違いにより、暖温帯性植物と冷温帯性植物の両種の生育が確認できます。栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物をまとめた「栃木県版レッドリスト（2018 改訂版）」においても、常緑広葉高木林として「高館山のスダジイ群落」、「綱神社のスダジイ群落」、岩上・岩隙草本群落として「雨巻山のヒメシャガ群落」、冷温帯落葉広葉高木林として「雨巻山のブナ群落」の4群落が選定されており、いずれも植物群落保護の必要性が考えられる植物群落Cランクとして評価されています。

保護上注目すべき植物として、「レッドデータブックとちぎ2018」には、シダ植物、種子植物、蘚苔類、藻類、地衣類の5つの分類群で本町における注目種の確認があります。保護上注目すべき種については、その保護の緊急度に応じたカテゴリ（ランク）評価が行われており、注目度の高い順から「絶滅危惧Ⅰ類（Aランク）、絶滅危惧Ⅱ類（Bランク）、準絶滅危惧（Cランク）、情報不足、絶滅のおそれのある地域個体群、及び要注目」の6つに分類されています。

以下に、各分類群において、AランクからCランクまでの代表的な種について記載します。

①シダ植物

Aランクでコハシゴシダ、Bランクでキジノオシダ、ナガバノイタチシダ、Cランクでイワヒバの4種が確認されています。

②種子植物

A ランクでキキョウ、ツルギキョウ、ヤマホオズキ、トチカガミ、カモノハシ、ハバヤマボクチの6種、B ランクで、イヌノフグリ、タイワンスゲ及びヒメミクリなど18種、C ランクで、オオヒキヨモギ、キンラン及びトウゴクヘラオモダカなど27種の合計51種が本町で確認されています。



写真 2-1 キンラン

③蕨苔類

C ランクでオオミズゴケの1種が確認されています。

④藻類

B ランクでチャボフラスコモ、C ランクでニッポンフラスコモの2種が確認されています。

⑤地衣類

C ランクでフィリツメゴケの1種が確認されています。

○動物

保護上注目すべき動物として、「レッドデータブックとちぎ2018」には、鳥類、爬虫類、両生類、貝類（淡水産貝類）、貝類（陸産貝類）、昆虫、土壌動物の7つの分類群で本町における注目種の確認があります。併せて水生生物については、町及び町内の小学生により2002（平成14）年度から継続実施されている定点における水生生物調査などで確認された注目すべき種を整理しました。なお、レッドデータブックのカテゴリ（ランク）については、植物と同様となります。

①鳥類

Bランクでサシバ、アオバズク、Cランクで、オオタカ、ヨタカ、ヤマドリ
の計5種が本町で確認されています。



写真 2-2 サシバ



写真 2-3 オオタカ

②両生類・爬虫類

B ランクでアカハライモリ、ツチガエル、C ランクでトウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエルの計6種の両生類が本町で確認されています。

爬虫類では、B ランクでヒガシニホントカゲ、C ランクでヤマカガシ及びニホンマムシの計3種が本町で確認されています。



写真 2-4 トウキョウダルマガエル



写真 2-5 シュレーゲルアオガエル

③昆虫類

A ランクでミズスマシ、クロシジミ、コミズスマシ、ウスズミケンモンの4種、B ランクでハウチワウンカ、ウスバカマキリ及びウスミミモンキリガなどの7種、C ランクでタガメ、ヘイケボタル及びマイコアカネなど13種の合計24種が本町で確認されています。

④魚類

「レッドデータブックとちぎ 2018」には、本町における注目種の確認記録はありませんが、地域住民や町内の小学生などにより実施されている水生生物調査の結果（2008（平成20）年～2021（令和3）年）をみると、A ランクでタナゴ、B ランクでホトケドジョウ及びジュズカケハゼ、C ランクでギバチ、ヒガシシマドジョウの計5種が確認されています。

一方で、特定外来生物種に指定されている魚類として、同調査結果から、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルが確認されています。

⑤その他の生物

淡水産貝類、陸産貝類及び土壌動物の3つの分類で本町における注目種の確認があります。淡水産貝類では、ヨコハマシジラガイ（A ランク）の1種、陸産貝類では、キセルモドキ（C ランク）の1種、土壌動物では、キノボリトタテグモ（B ランク）の1種が本町で確認されています。

○景観及び自然空間

本町には、小貝川や大羽川などの河川とそれに沿って広がる農地、また、益子県立自然公園（高館山）、雨巻山などの自然景観が多く残されています。また、指定文化財など歴史的景観が広く分布しています。

一方で、太陽光発電施設の設置、アカマツ枯れにより、昔ながらの豊かな自然景観が損なわれつつあります。

本町の優れた自然環境や景観を保全するため、自然との調和に配慮した適切な林地開発、アカマツ林の保全などに努める必要があります。

○外来種

2022（令和4）年現在、町内で報告事例はないものの、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが県内で生息範囲を広げており、町内でいつ発見されてもおかしくない状況です。また、県内においてアメリカミンクやアマゾンチカガミ等の新たな外来種の侵入による生態系への影響や農作物の被害等が懸念されています。



写真 2-6 クビアカツヤカミキリ

○野生鳥獣

町ではイノシシなどによる野生鳥獣の農作物の被害防止のため、地元の猟友会の協力のもと、年間を通して町内全域で捕獲を実施しています。巻狩（複数人数で行うイノシシ狩）に関しては、春と秋の2回実施しております。

第3章 望ましい環境像の設定

3-1 望ましい環境像

本町の最上位の経営計画である「第3期ましこ未来計画」では目指すべき将来像を「幸せな協働体（共同体）・ましこ」と設定し、3つの優先目標と5つの基礎目標を示しています。本計画は、「第3期ましこ未来計画」の基礎目標1の「幸せを感じる暮らしをつくる」の政策4「美しい里山・きれいなまちの推進」を実現するための個別計画として位置付けし、町が策定する環境に関する施策等は本計画と整合を図ることとします。

環境に対する関心が世界的に高まる中、カーボンニュートラル、SDGsの広がり、生物多様性の保全など、本町でも地球規模の環境問題を視野に入れた取組が求められています。

本計画の推進にあたっては、本町の目標とする望ましい環境像を設定し、その実現に向けた施策の展開及び実践・行動と、それらの結果の評価が重要と考えられます。その継続により町民の理解を深め、かつ環境意識の啓発にも繋がることから、第2次計画を踏襲しつつ、望ましい環境像を次のように設定し、その実現を目指します。

望ましい環境像

自然をいつくしみ、

やすらぎはぐくむ、

陶の里

望ましい環境像が有する言葉の側面には、以下に示す内容が含まれています。

- | | | |
|-------|---|------------------------------|
| 自然 | → | 農業・森・地球・川・豊かな自然・生態系・国際的 |
| いつくしみ | → | 循環・伝統・水・大気・環境に対する意識の高さ・協働（和） |
| やすらぎ | → | 安全・安心・快適・緑・暮らし・衛生 |
| はぐくむ | → | 創造・共生・未来・引き継ぎ・教育 |
| 陶の里 | → | やきもの・自然豊か・田園・人里・田舎・山林・調和した自然 |

3-2 環境像実現に向けての基本的な考え方

前述した望ましい環境像を実現するためには、分野ごとに基本となる目標（基本目標）を掲げ、目標の達成に向けた施策を展開するとともに、その成果が環境像の実現に結びつくかどうかを確認し、評価することが必要です。

環境像実現に向けての計画推進の流れを図 3-1 に示しました。

基本目標の設定にあたっては、益子町第 2 次環境基本計画の「地球環境」、「生活環境」、「自然環境」そして「ひとづくり」に関する 4 つの柱を踏襲しました。そして、町の上位計画である第 3 期ましこ未来計画に準じ、かつ町民に分かりやすい 4 つの基本目標を設定し、その達成に向けた様々な分野の環境施策を図 3-2 のとおり体系化しました。

また、その中でも複数の基本目標に関連し、喫緊かつ持続的な視点で、町民と事業者と町の 3 者が協働し実施すべきだと考えられる事項については、重点目標として提案し、望ましい環境像の実現に向かって推進していきます。

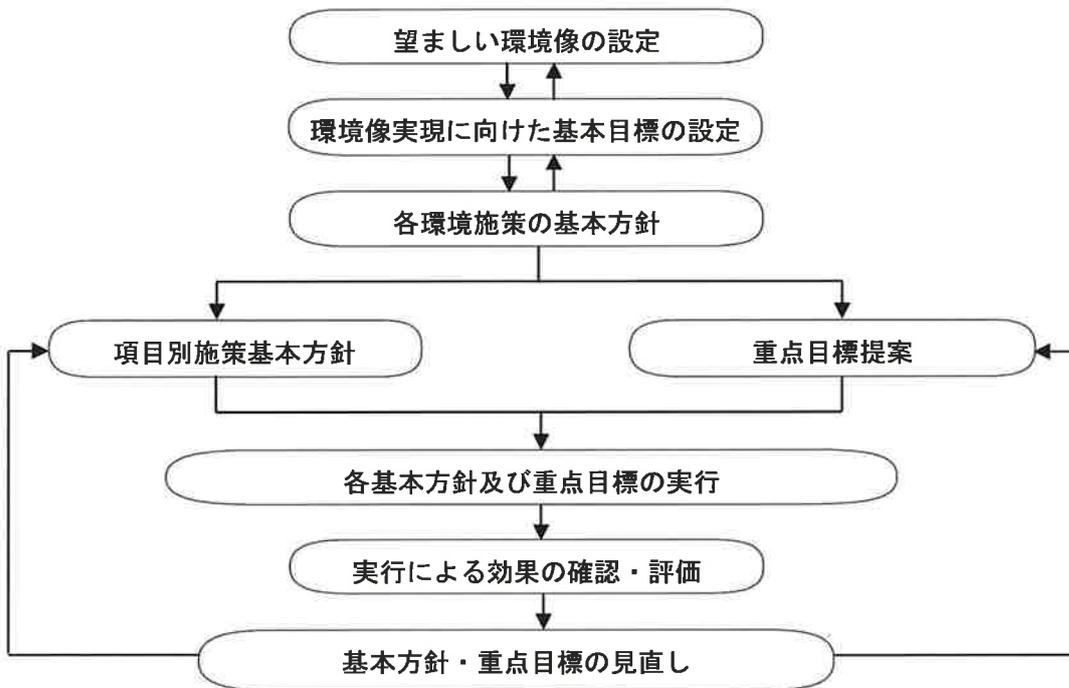


図 3-1 環境像実現に向けた計画推進の流れ

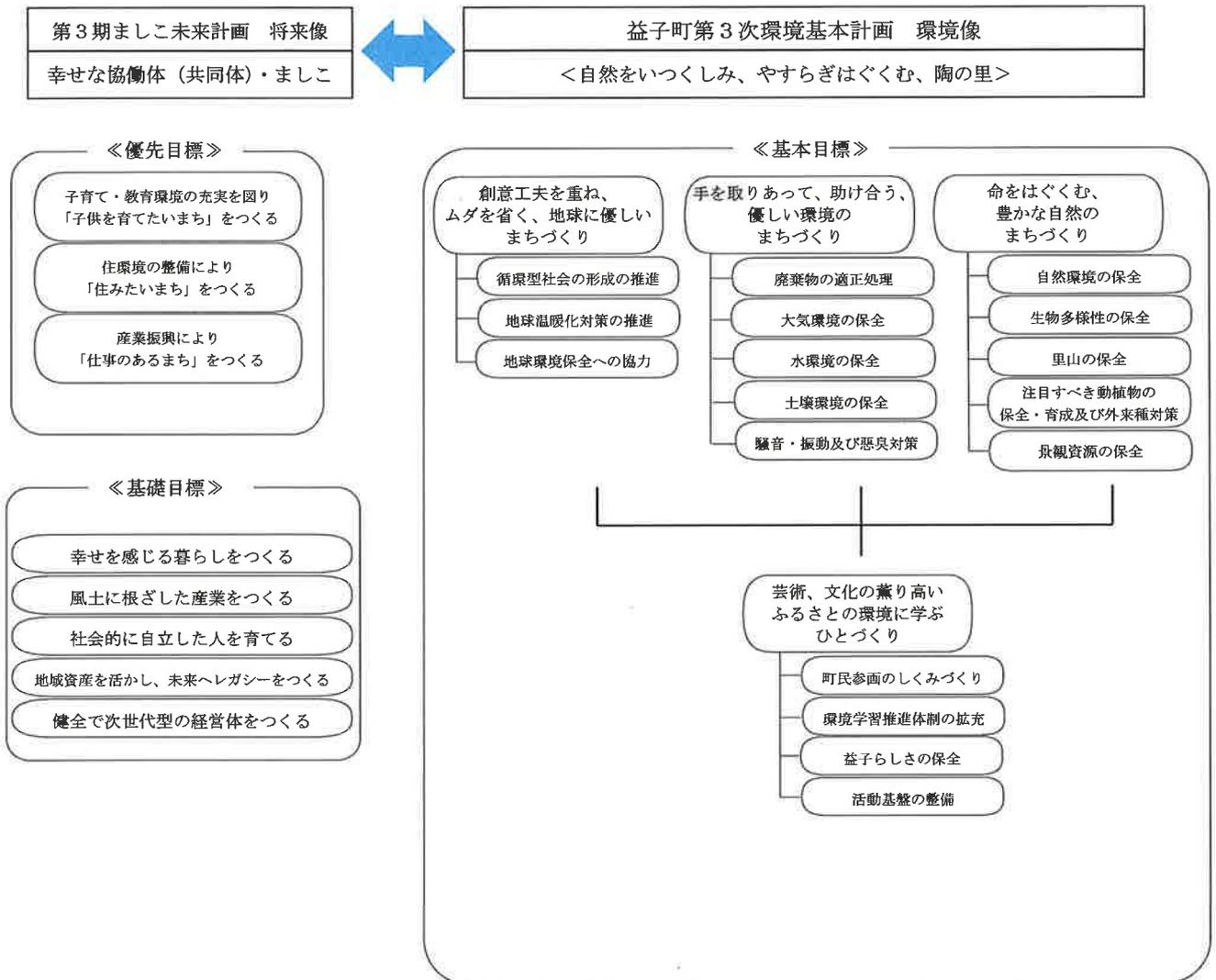


図 3-2 本計画と上位計画の関連図

第4章 環境施策の基本目標と推進

4-1 基本目標の設定

本計画が掲げる望ましい環境像としての、

『自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里』

の形成を目指して、分野ごとに基本目標を定め、その実現を図っていくための具体的な取組や施策を進めていきます。基本目標の設定にあたっては、第2次計画の基本計画を踏襲し、以下に示す4つの目標を設定しました。これらの基本目標を達成するため、SDGs、カーボンニュートラル、循環型社会等の喫緊の環境問題を取り込んで、具体的な取組を推進していきます。

- (1) 創意工夫を重ね、ムダを省く、地球に優しいまちづくり
- (2) 手を取りあって、助け合う、優しい環境のまちづくり
- (3) 命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり
- (4) 芸術、文化の薫り高いふるさとの環境に学ぶひとづくり

4-2 環境施策の体系

基本目標の達成に向けた具体的な取組について、図 4-1 に示すとおり体系化しました。

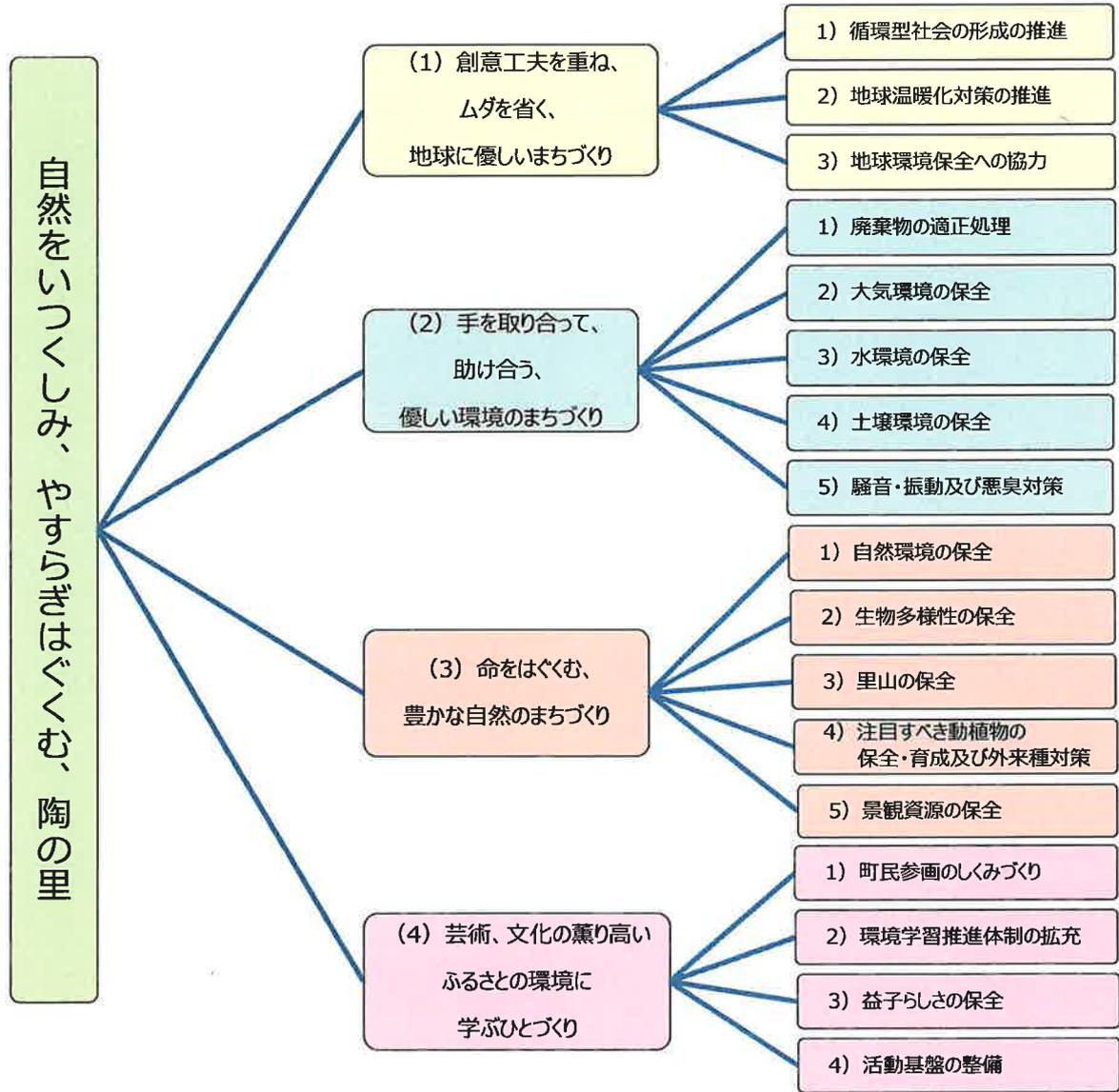


図 4-1 環境施策の体系図

4-3 環境施策の推進

望ましい環境像の実現と基本目標の達成に向けて、以下に示すとおり基本方針を設定しました。また、各基本方針と関連するSDGsの目標も併せて示します。

(1) 創意工夫を重ね、ムダを省く、地球に優しいまちづくり

1) 循環型社会の形成の推進



① 6Rの推進

(リデュース・リユース・リサイクル・リシンク・リフューズ・リファイン)

・循環型社会の形成に向けて、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に、新しい視点であるプラス3R(リシンク・リフューズ・リファイン)を加えて、栃木県がとちぎオリジナルとして推進している6Rの周知を図り、その実践を推進していきます。

○リデュース (Reduce)

ごみを減らす

○リユース(Reuse)

くり返し使う

○リサイクル(Recycle)

資源として、再生利用する

○リシンク(Rethink)

本当に必要なものかどうかよく考える

○リフューズ(Refuse)

不必要なものはきちんと断る

○リファイン(Refine)

捨てるときに分別する

② 食品ロス削減の推進

・2018(平成30)年度における栃木県内の食品ロス発生量は12.4万tと推計されており、約6割は食品関連事業者から、残りの約4割は家庭から排出されています。2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食べ残しの削減やフードバンクの活用などの取り組みが進められています。本計画では食品ロス問題の啓発を進め、これまで町で実施してきたフードドライブやフードバンクを推進します。また、小中学校で食品ロス問題の啓発を図るため、学校給食のあり方についても検討します。さらに、本町で実施している生ごみ袋を使った生ごみ堆肥化事業の更なる啓発と推進を図ります。

③プラスチックごみ削減の推進

- ・海に流れ出たペットボトルやポリ袋等のプラスチックが海洋汚染や生態系に影響を及ぼしており、世界中で問題となっています。本町では2019(令和元)年8月にプラスチックごみ対策への一層の強化を図るため、県及び県内の全25市町による「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ)プラごみゼロ宣言」を行いました。また、2022(令和4)年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に取り組むことが求められるようになりました。それらを踏まえ、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底などを啓発し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再利用について検討していきます。

2) 地球温暖化対策の推進



① カーボンニュートラルへの対応

- ・現在、国として年間で11.5億トン(2020(令和2)年)、栃木県として1,744万トン(2018(平成30)年)の温室効果ガスを排出しております。国、県とともに2050(令和32)年までに、カーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)実現を目指していきます。

②再生可能エネルギー・省エネルギーの活用、利用の促進

- ・住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池・電気自動車等充電システム・住宅用木質バイオマスストーブの設置費用の補助を充実させるとともに、再生可能エネルギー・省エネルギーの活用を啓発していきます。また、町も一事業者として、益子町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を推進し、町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減に努めます。

③EV・PHEV・FCVの購入補助や町の公用車への導入

- ・栃木県の温室効果ガス排出量1,744万トン(2018(平成30)年)の内、約30%が交通によるものです。そのため、ガソリン車から温室効果ガスを排出しないEV(電気自動車)やFCV(燃料電池自動車)、低排出ガス車であるPHEV(プラグインハイブリッドカー)への変更が有効であり、第3期まじこ未来計画では町内の電気自動車等の保有台数を49台(2019(令和元)年度)から100台(2025(令和7)年度)に増やすことを目標としています。そのため、EV・

PHEV・FCV の購入補助を導入するとともに、電気自動車を充電できる施設を増やすことを検討します。併せて、町の公用車としてEV等の導入を検討します。

④蓄エネシステムの情報発信

- ・地球温暖化の防止に向けて、化石燃料に代わるエネルギー資源を有効活用するため、住宅用太陽光システム及び定置型蓄電池、電気自動車等充電システム（V2H）の設置に対する補助金制度を充実させ、エネルギーに対する町民の関心を高め、新エネルギーの普及促進を図っていきます。

3) 地球環境保全への協力



①気候変動適応計画への対応

- ・気候変動による影響に対応するため、栃木県気候変動適応センターと連携し、町の気候変動適応計画の策定を検討します。

②国際環境協力の推進

- ・国際環境協力の取組を適正に推進するために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。
- ・国・県・近隣自治体との連携により得られた情報を町民に発信し、国際環境交流を推進します。

(2) 手をとりあって、助け合う、優しい環境のまちづくり

1) 廃棄物の適正処理



①一般廃棄物処理対策の推進

- ・循環型社会の形成に向けて、前述したように、6R・食品ロス削減・プラスチックごみ削減の情報を広く発信し資源循環を進め、ごみの削減に努めます。
- ・エコ土曜日等を通して、町民の資源ごみ回収の積極的な参加を促します。

②不法投棄対策の推進

- ・不法投棄監視員や環境保全協力員と協働して、不法投棄の未然防止、早期発見を図ります。
- ・町内のイベント開催時は、来訪者へゴミに対する町の活動を発信し、ポイ捨て対策やマナー向上につながる啓発を行います。
- ・産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の周知により、排出事業者の処理責任を明確にするとともに、排出事業者や処理業者に対する適正処理の啓発を推進します。
- ・改善及び措置命令などに従わない悪質な事案については、警察への通報を図るなど連携を強化し、適切かつ迅速に対応します。

2) 大気環境の保全



①EV・PHEV・FCVの購入補助や町の公用車への導入

- ・町民に対して、EV・PHEV・FCVの購入補助や町の公用車としての導入を検討し、大気汚染につながる自動車排出ガスの抑制に努めます。

②常時監視による大気汚染対策の推進

- ・県が実施している大気汚染の常時監視測定の結果を注視し、本町において調査の必要性が確認された場合は、調査を実施します。

③有害大気汚染物質対策の推進

- ・光化学オキシダントについては、県内の大気環境情報や関東地区の広域的環境情報などの収集を行い、光化学スモッグ予報や緊急時の注意報発令などの情報伝達を迅速に行うことにより被害の未然防止に努めます。

④工場・事業場排出対策の推進

- ・工場、事業場から排出される大気汚染物質については、特定事業所などの情報を収集するとともに、その情報の公開について検討します。また、異常時及び緊急時に対する監視を強化します。

⑤石綿（アスベスト）対策の推進

- ・大気汚染防止法が改正され、解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散防止対策が強化されました。2022（令和4）年4月1日からは石綿（アスベスト）含有の有無に関する調査結果の県等への報告が義務付けられました。関係機関との連携により、石綿（アスベスト）対策の普及啓発に努めます。

3) 水環境の保全



①水循環の確保

- ・河川や地下水などの健全な水循環を確保するために、森林や農地の保全に努めます。
- ・水資源の有効利用の観点から、町民への節水と雨水の再利用を呼びかけます。
- ・水循環や水質の保全・再生、水辺の生きものまで含めた水環境の総合的な保全を進めるとともに、森林の管理、生活排水対策、農業排水対策、工場・事業場排水対策などを総合的に推進します。

②生活排水対策の推進

- ・県と連携し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- ・地域の自然的社会的条件、経済性、地域性を考慮して、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの中から最適な整備手法を選択し、生活排水処理施設の整備・普及などを図ります。

③工場・事業場対策の推進

- ・工場・事業場などに対して、法令で定める排水規制により排水の水質監視を実施し、排出状況について情報の公開を検討します。また、公害防止施設の設置など工場・事業場自らの公害防止体制の整備を促進します。

④河川、水路、ため池などの水質保全の推進

- ・町内の河川、水路、ため池などの水質の現状を把握し、環境特性、水利用状況に応じて、汚濁の発生源対策や水域での直接浄化対策、公共下水道処理施設及び農業集落排水施設での集積処理対策などを総合的・計画的に推進します。

⑤地下水の水質保全の推進

- ・有害物質による地下水汚染の状況を把握するため、実態把握のための概況調査及び汚染範囲拡大監視を支援します。
- ・汚染が判明した場合は、汚染原因の究明や浄化対策、新たな汚染の防止対策を推進します。

⑥親水空間の確保

- ・河川の治水上の安全性を保持した上で、地域住民が親しみ、自然とふれあえる親水空間の整備を推進します。
- ・河川愛護運動やボランティア活動の支援、イベントの開催、広報活動の実施などにより、親水空間の重要性に対する普及啓発を推進します。
- ・本町の地域特性を生かして、農村部では水田、水路、ダム、ため池などの水辺空間を活用して、親水や景観、生態系の保全のための整備を行うとともに、広域的な生態系の保全に配慮した整備を行い、豊かな自然環境に恵まれた農村空間の形成を推進します。

4) 土壌環境の保全



①土壌汚染対策の推進

- ・土砂の埋立てなどによる土壌汚染を防止するため、「益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可制度を適切に運用し、被害の未然防止に努めます。
- ・県と連携し、土壌汚染防止の啓発に努めます。

5) 騒音・振動及び悪臭対策



①工場などの騒音・振動対策の推進

- ・騒音規制法・振動規制法に基づき、発生源となる特定の施設を設置している工場・事業場あるいは特定の建設作業に対し、規制及び指導を実施します。
- ・工場・事業場等に対して、公害防止施設の設置や改善の支援及び指導に努めます。

②交通騒音対策の推進

- ・EV・PHEV・FCV等の低騒音の自動車の普及を啓発します。

③悪臭対策の推進

- ・工場・事業場などの適切な規制及び指導に努めます。
- ・家畜臭気など、日常生活に伴う悪臭の近隣への拡散を防止する指導に努め、快適な生活環境の保全を図ります。
- ・畜産からの悪臭について、家畜排泄物処理利用施設や脱臭技術の普及啓発などにより適正処理を推進します。

(3) 命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり

1) 自然環境の保全



①自然公園の保護

- ・益子県立自然公園益子の森は、すぐれた自然の風景地であるとともに生物の重要な生息・生育地であることから、自然公園美化清掃活動の促進など自然公園制度を活用した保護に努めます。
- ・自然公園内における不法投棄やポイ捨ての防止の啓発に努めます。
- ・自然公園内における不法投棄廃棄物の早期処理を図ります。

②自然体験やふれあい活動の推進

- ・公園利用者に対して、自然体験や自然とのふれあい活動の場を提供し、積極的に情報を発信していきます。

③利用拠点施設などの整備の推進

- ・自然とのふれあいの場を確保するため、公園内や駐車場、歩道など既存施設の再整備や自然観察路など自然学習・自然体験のための施設整備を推進します。

④自然環境保全監視体制の強化

- ・町内の自然について、環境省指定の環境指標種や、本町独自の指標種を選定するなどして、それらの生息の動向から環境の変化を読み取り、良好な自然環境の保全を図ります。また、環境学習の場となる施設の整備と施設の安全化の促進を図ります。

2) 生物多様性の保全



①多様な野生生物の保護

- ・町内の野生生物の生息や分布を把握するとともに、野生生物の保護の啓発を図ります。
- ・大規模な開発事業の実施にあたっては、適切な調査を行い、必要な保護対策を実施するよう事業者を指導するなど、野生生物の保護に努めます。また、町民の意見を取り入れながら、環境に配慮した持続可能な開発に向けて指導をしていきます。

②野生鳥獣の適正な保護管理

- ・野生鳥獣による農林業被害の防止のため、生息数や生息地の計画的管理を行うなど、有害鳥獣についての適正な保護管理を推進します。
- ・野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者を増やすよう努めます。

3) 里山の保全



①里山林の保全の推進

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備の推進をします(第3期ましこ未来計画)。
- ・有害鳥獣被害箇所や通学路に隣接している里山の保全を促進します(第3期ましこ未来計画)。
- ・町民や事業者による、生物多様性のための里山保全を推進します。

②アカマツ林の保全

- ・町木であるアカマツの保全について、町民に対して啓発を図るとともに、県と連携しながらアカマツ復活プロジェクトを推進します。

③環境保全型農業への転換

- ・化学肥料や農薬の使用量の低減だけでなく、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の啓発を図ります。

4) 注目すべき動植物の保全・育成及び外来種対策



① 外来種対策の推進

- ・ 県と連携しながら、外来種の生息・生育状況及び被害状況を把握し、防除に努めます。
- ・ 外来種に対する情報を町民に広く発信し、情報提供を募ります。

② 特有な植物群落の保全

- ・ 益子県立自然公園特別地域、及び県指定天然記念物に指定され、県のレッドデータブックに記載されている「高館山の植生」は、県内では希少な照葉樹林植生（スタジイ、ウラジロガシ及びアラカシ等）であるとともに、本植生に生育・生息場所を依存する特徴的な動植物を維持していることから、県と協力してこれらの保全に努めます。
- ・ 益子県立自然公園内にみられる「雨巻山の植生」も県のレッドデータブックに記載されている希少性の高い植物群落（ブナ及びヒメシャガ）であることから、県と協力してこれらの保全に努めます。

5) 景観資源の保全



① 空き家・遊休農地の現状把握とその対策の検討

- ・ 益子町空き家等対策計画（2022（令和4）年3月）に基づき、空き家の適正な管理やその活用法について検討します。
- ・ 遊休農地の現状把握に努め、適正な管理の啓発を図ります。

② 太陽光発電設備設置等の開発行為への監視の強化

- ・ 「益子町の里山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、事業区域及び周辺地域における良好な景観の形成、生活環境の保全及び災害の防止に努めます。

(4) 芸術、文化の薫り高いふるさとの環境に学ぶひとづくり

1) 町民参画のしくみづくり



①環境 Weeks 等の活動の推進

- ・町民の環境保全に対する関心を高めるために、環境 Weeks 等の環境保全活動を推進します。
- ・環境 Weeks 等の環境保全活動は、広報誌やホームページ等で広く情報を発信し、環境保全活動の普及促進に努めます。

②環境に配慮したライフスタイルの確立

- ・地球温暖化防止に向けて、町民にエコ通勤や省エネ・創エネ・蓄エネを推進していきます。
- ・環境保全活動を実施している各団体との連携に努めます。
- ・エコイベントや環境に対する講演会等を開催し、環境教育・環境学習を推進します。
- ・循環型社会やカーボンニュートラルに対する最新の情報や具体的な取組を町民に広く発信していきます。
- ・「ましこいきいき講座」環境部門の講座の利用者数の増加を図ることにより、町民一人一人の環境に対する意識の高揚を図ります。

③事業活動における環境配慮の促進

- ・工場・事業場などが、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、環境に配慮した事業活動を推進するように努めます。
- ・製品に関わる資源の採取から、製造、使用、廃棄に至るすべての段階における環境への負荷を評価する、ライフサイクル・アセスメント(LCA)の普及を図り、環境負荷の少ない製品づくりを促進するとともに、地域と共生した事業活動を推進するため、環境報告書などによる企業の情報公開を促進します。
- ・農業関係については、化学肥料や農薬の低減だけではなく、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の啓発を図ります。
- ・畜産経営に関しては、地域の実態に即した家畜排泄物処理利用施設の普及などにより、環境保全型畜産の推進を図ります。
- ・地域の自然環境に配慮した環境保全型林業を推進します。

④町の率先行動の推進

- ・町は、その事業活動の大きさから町内の大規模事業者・消費者という側面を合わせ持っています。このため、町の事業活動自体の環境負荷を低減し、環境に配慮した行動を率先して進めます。

2) 環境学習推進体制の拡充



①環境学習の推進体制の確立

- ・各関係機関と連携し、町内における環境ネットワークの形成を図ります。

②環境学習の拠点整備の推進

- ・町民や民間団体などが自発的に実施している地域の環境保全活動の支援を推進します。
- ・「ましこいきいき講座」の環境部門の講座を更に充実させ、学校、地域、事業者に環境学習の場を提供します。

3) 益子らしさの保全



①自然とのふれあいの場の確保

- ・益子の自然や森林の恵みと機能を学ぶエコツーリズムを推進し、自然公園、自然歩道などの自然とふれあう体験の場の整備、適正な管理を推進します。

②ふれあい活動の情報や機会の提供

- ・関係機関と連携しながら、自然とふれあえる環境教育活動を推進していきます。
- ・町内の環境保全活動団体の情報を提供し、町民のみならず町外の方の参加を促進します。
- ・自然とふれあう体験機会をとおした自然環境教育などを総合的に実施するとともに、ふれあい活動に関する情報の提供に努めます。

③来訪者への環境的配慮

- ・「自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里」を目指す本町であることを発信し、来訪者についても町の行動方針の遵守を促します。
- ・町内の環境保全活動団体の情報を発信し、町外の方の参加を促進します。

④文化財・芸術の周辺環境の保全

- ・各地区の寺社等や登り窯などの歴史的・文化的遺産と、それらを取りまく自然環境の保全を推進します。
- ・自然や文化財、芸術などとふれあうことができる「関東ふれあいのみち」などの散策路の整備及び環境保全の推進を図ります。

4) 活動基盤の整備



①環境保全活動の人材養成

- ・町民や民間団体などが行う、自主的な地域の環境保全活動を支援するために、環境保全活動リーダーの養成などを推進します。

②地区別特徴の整理（生きもののデータベースの公開）

- ・町内に生息する生きもののデータベースを公開し、環境保全活動の支援に役立てます。

第5章 重点目標の推進

重点目標とは、第4章で述べた環境施策の基本目標の中で、先導的な役割を果たし目指すべき環境像の実現に向けて、重点的に取り組んでいく目標です。現在の環境問題は、様々な要因が絡みあっており、本重点目標も複数の基本目標と関連しております。

5-1. ごみダイエット作戦（関連基本目標(1)-1)、(2)-1） p.32 参照）

【目標】

- ①1人1日当たりの家庭系ごみの排出量 350g
(2021(令和3)年度 基準値 449g)
- ②リサイクル率 35% (2021(令和3)年度 基準値 26%)

【期間】

10年(2032(令和14)年度)

【施策】

- ①ごみの分別・リサイクル(資源化・堆肥化)を推進していきます。
- ②エコ土曜日や地域の資源物回収事業を推進し、町全体でリサイクル活動を盛り上げていきます。
- ③可燃ごみに含まれるプラスチックごみの削減を目指し、資源化に向けて検討します。
- ④食器類等のリユース品の回収を推進していきます。
- ⑤剪定枝などの資源化・堆肥化について検討します。



エコ土曜日の資源回収

5-2. 地球に優しい益子町民の取組（関連基本目標(1)-1)、(1)-2）p.32参照）

【目標】

- ①町内電気自動車等保有台数 150台（2021（令和3）年度 基準値43台）
- ②電気自動車等充電システム（V2H）の設置費補助件数 5件/年
（2021（令和3）年度 基準値1件）
- ③蓄電池の設置 益子町住宅用蓄電池設置費補助件数 25件/年
（2021（令和3）年度 基準値15件）
- ④バイオマスエネルギーの普及
益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助件数 10件/年
（2021（令和3）年度 基準値3件）

【期間】

10年（2032（令和14）年度）

【施策】

- ①電気自動車等の普及を図るために購入費用の補助の導入を検討します。
- ②町内・町外へのエコ通勤を検討し、役場や事業所に普及を図ります。
- ③蓄電池の最新情報を収集し、事業所や各家庭の蓄電池設置を推進していきます。
- ④間伐材等の情報を収集し、薪ストーブを設置している事業者や各家庭に情報提供します。



薪ストーブの様子

5-3. ふるさとの川委員会

(関連基本目標(2)-3)、(3)-1)、(3)-2)、(4)-1)、(4)-2)、(4)-3) p.32参照)

【目標】

- ①多様な生物が住める生息場所を整え、町全体に広がっていくことを推進します。
- ②水質調査の BOD 値が環境基準値 A 類型 (2mg/L) を達成し、かつ改善させます。
- ③町民が親しみを持ち、子供たちが楽しく遊べる川になるように推進します。

【期間】

10 年 (2032 (令和 14) 年度)

【施策】

①ふるさとの川委員会の継続

- ・百目鬼川を対象とした「ふるさとの川委員会」を継続し、町民が親しめる川を目指します。
- ・百目鬼川だけではなく、他の河川の活動についても検討していきます。
- ・上流域・中流域・下流域の住民が、ふるさとの川の環境保全について、協働して活動します。
- ・水生生物調査や水質調査等のデータを公表し、環境啓発を行います。

②ふるさとの川フェスティバルの継続

- ・子供たちにふるさとの川に親しみをもってもらう活動を促進します (グッズの作成等)。
- ・水や川に関わる遊びや楽しさを紹介し、ふるさとの川をより身近なものにします。
- ・川を通して、町内の各地域の交流による相互理解と一体感の促進を行います。
- ・SNS 等を通じて、益子の水辺環境について発信していきます。



小学生による水生生物調査

5-4. 生命を支え、文化の根源たる里山のモデル地区づくり

(関連基本目標(3)-1)、(3)-2)、(4)-2)、(4)-3) p.32 参照)

【目標】

- ①ホタルの生息場所を整え、ホタルの生息地が自然に町全体に広がるよう努めます。
⇒モデル地区数3地区以上

【期間】

10年(2032(令和14)年度)

【施策】

①小宅地区

ホタルの生息地区としての里山のモデル地区について検討します。

ホタルの生息情報や生息地の整備等について情報を公開し、他の地区へ広がるように推進します。

②その他の地区

上記地区に続く活動地区を検討します。実行に当たっては、里山づくり、ホタルの生息地として適切と考えられる地区について、町民とともに選定します。



ホタルの飛翔

撮影場所：小宅地区

5-5. 現地で見えて体験する環境学習のネットワークづくり

(関連基本目標(3)-1)、(3)-2)、(4)-2)、(4)-3) p.32 参照)

【目標】

- ①環境 Weeks の参加人数 1,000 人/年 (2021 (令和 3) 年度 基準値 730 人)
- ②益子町の生きもののデータベースの公開

【期間】

10 年 (2032 (令和 14) 年度)

【施策】

①環境 Weeks

- ・環境 Weeks を開催し、町民の参加をさらに拡大します。
- ・町外にも環境 Weeks を周知し、参加者を募ります。

②環境教育

- ・アカマツ林保全のための環境学習を推進します。
- ・町内の河川に生息する水生生物等を活用した環境学習を推進します。

③生きもののデータベースの公開

- ・町内で発見した生きもののデータベースを公開していきます。



環境 Weeks



アカマツ復活プロジェクト

第6章 計画の推進

6-1 各主体の役割

本計画の達成には町民、事業者、町がそれぞれの立場と役割を理解し、町の環境の保全と創造に向けて協働して取り組んでいくことが大切です。町民・事業者・町の役割を以下に示します（表 6-1）。

表 6-1 各主体の役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○日頃から環境への負荷の低減に努め、自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりのために積極的に活動します。○町が実施する環境施策に積極的に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業活動に伴う公害の防止に努め、周辺環境への影響を十分に検討し、環境負荷の低減に努めます。○事業活動を行う際、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理監視し、自然環境または町民の生活環境に影響を及ぼす場合は速やかに対応します。○町が実施する環境施策に積極的に協力します。
町	<ul style="list-style-type: none">○本町の環境の保全と創造に向けて、本町の状況や社会情勢等を踏まえながら、施策を進めていきます。○町民や事業者の環境保全活動を促進するために積極的に支援していきます。○町も一事業者として、率先して環境の保全に取り組みます。

出典：益子町環境保全条例

6-2 計画推進の流れ

本計画に基づく環境施策の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより、推進及び改善をしていくものとします(図6-1)。

毎年度、計画の進捗状況を把握し、重点目標の達成状況の評価を行い、環境基本計画推進委員会、環境審議会に報告するとともに、広報誌やホームページ等を通じて公表いたします。また、5年が経過した時点で重点目標のこれまでの達成状況や社会情勢等を考慮し、重点目標の見直しを検討します。

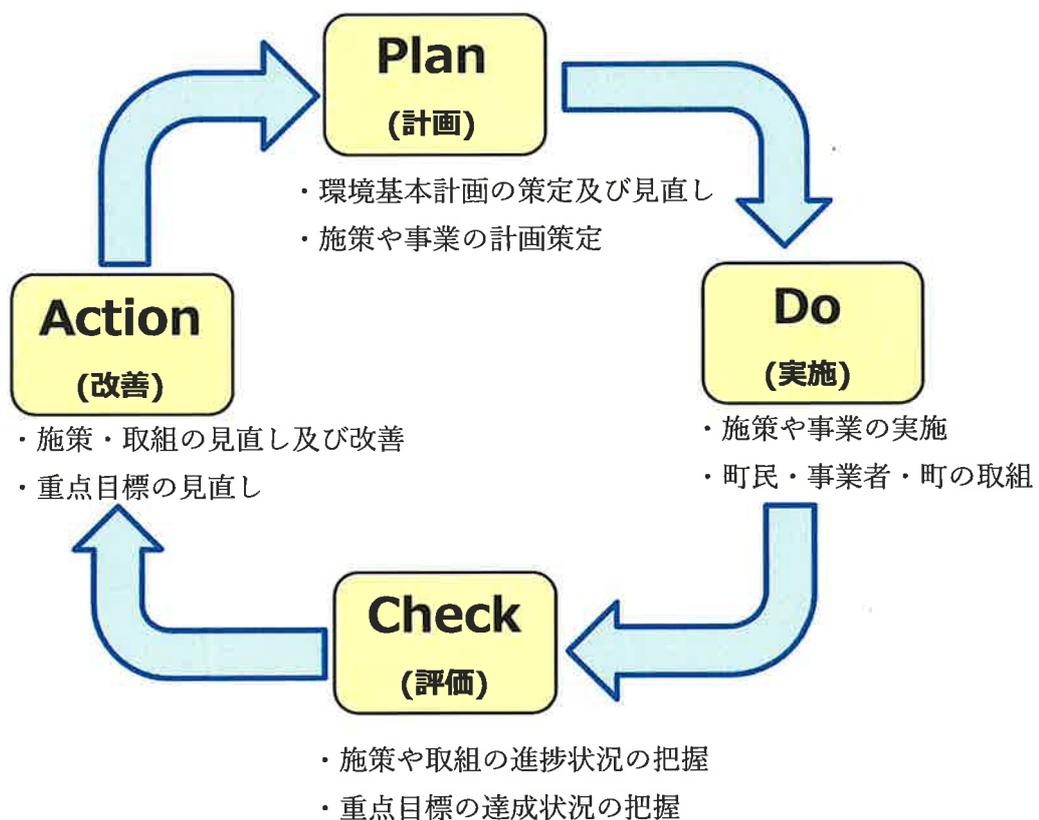


図 6-1 計画推進の流れ

6-3 進行管理体制

本計画の進行管理体制を図 6-2 に示します。町民、事業者、町が協働して、それぞれの役割を自主的に実践しながら、本計画を推進していきます。

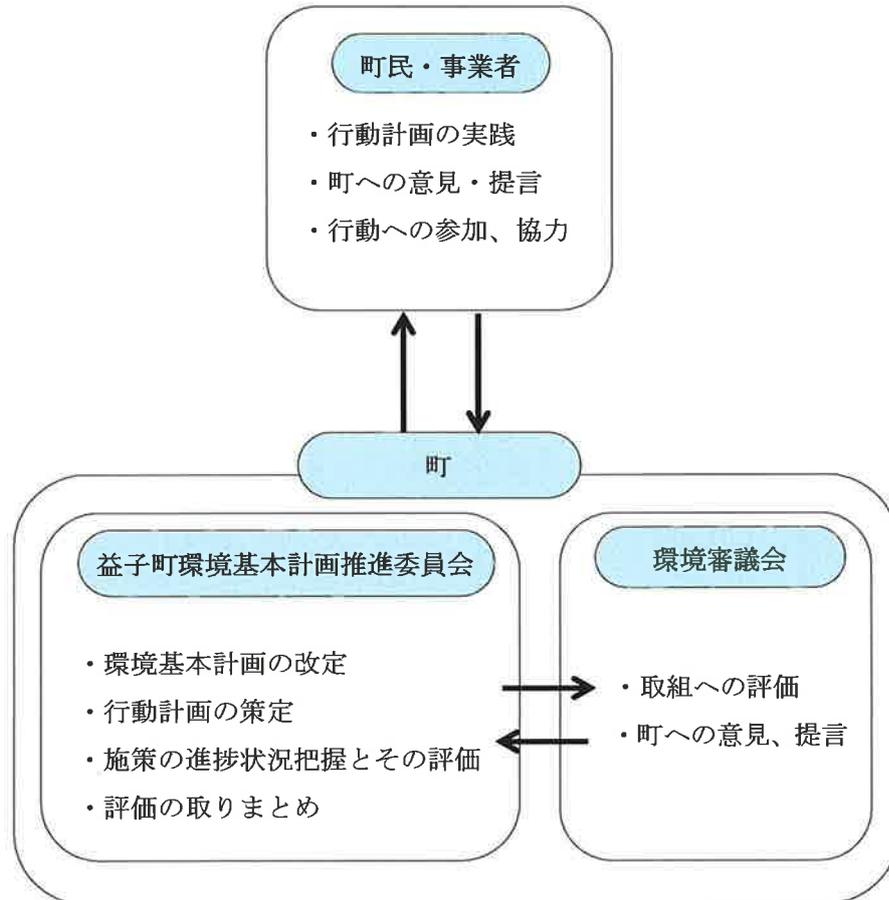


図 6-2 環境基本計画進行管理体制